

平成30年度事業計画

はじめに

今期の事業計画は、各部・各委員会が、常に横断的連携を十分考慮すると共に、新規事業は、目的と予算金額を想定し、戦略的に実施するとの方針のもとに立案した。各部（長）等では、現行事業につき、問題点はないか、改善点はないか、さらに効率化できないか、などを念頭に事業計画（案）を立てた。

本会の事業計画の総論的な部分について説明する。

1. 本会の運営体制について

- (1) 平成29年度と同様に8部門と調停センター、会則等規定の委員会組織を維持する。東日本震災対策部、空き家・空地問題対策特別委員会は継続する。
- (2) 神戸地方法務局（総務系、事業系）、神戸地方・簡易裁判所、神戸家庭裁判所、法テラス等外部団体に対する担当者を明確にし、本会との連絡系統の迅速化を図る。また、法務局、裁判所等との定期的な連絡協議会を継続して実施する。
- (3) 常任、理事会、各部間との業務分掌、権限分掌を確立し、責任の所在を明確にして効率化を図る。
- (4) すべての会議等を効率的に運営する。
- (5) 会館管理運営改善による会館の適正な利用を促進する。
- (6) 空き家等問題、成年後見市長申立支援、遺留金品の処理支援等に積極的にアプローチして、行政との連携を深める。

2. 本会与支部の関係について

(1) 支部事業活動費について

平成30年4月から「支部交付金」が「支部事業活動費」と名称変更され、会員1名あたり、1ヶ月2300円となった。50人以下の支部への助成金制度（制度対策助成金）は今年も維持する。さらには、本会与支部の各種事業分担の性格、各支部の事業の比較、支部の規模、支部間の公平性、支部独自の文化等を考慮し、支部事業活動費の定義、使途、支部事業活動費の予算総額の適正な配分等について検討する。

- (2) 本会与支部、支部間のあり方を明確にするため、支部長会と協議しながら、特別委員会（57条委員会）の設置を検討する。

3. 空き家・所有者不明土地問題への対応について

政府は相続登記の義務化や土地所有権放棄の可否などを協議し、具体策の検討を進めている。その結果を踏まえて、法務省はさらなる民法改正や不動産登記法改正を法制審議会に諮問する方針などが報道されている。司法書士一人ひとりが、不動産登記手続の専門職能として、相続登記の促進を図り、この問題を解決していく責任がある。

(1) 未来につなぐ相続登記（所有者不明土地等の解消）

市民に相続登記の重要性を広める活動を行うとともに、次世代の子どもたちのために「未来につなぐ相続登記」を促進する。神戸地方法務局等と連携し、相続登記促進のための広報・相談等の活動を積極的に行う。

- (2) 法定相続情報証明制度を活用しながら、その利便性を広めて「相続（遺産承継）等の手続の相談は司法書士へ」という流れをつくっていく。

- (3) 各自治体と連携して所有者不明土地等の所有者（その相続人）調査、その相談等につき協働する。
- (4) 自治体職員向け研修会（勉強会）を企画する。
- 4. 成年後見分野について
 - 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、昨年3月に「成年後見利用促進計画」が閣議決定され、その計画対象期間（概ね5年間）の2年目を迎えた。
 - (1) 平成30年度は、公益社団法人成年後見センターリーガルサポート兵庫支部（以下「LS兵庫支部」という。）市町村、政治連盟、関連団体等とも協議・協働しながら、協議会の設置や「地域連携ネットワーク」の構築等の成年後見利用促進計画の実現に向けた活動を積極的に行っていく。
 - (2) 条例制定による審議会設置等「市町村計画」策定に向けて、市町村へのアプローチを行っていく。
 - (3) LS兵庫支部と協議の上、成年後見利用促進のための専門部署を設置する。
- 5. 業務環境の変化への対応
 - (1) オンライン申請資格者代理人方式への対応
 - 資格者代理人方式は、平成30年度中の運用が予定されている。この方式は、資格者代理人の職責を踏まえて、登記官による原資料の確認がなくとも登記の真実性が担保されることを前提として創設される制度である。つまり、司法書士が適切に職務を行うことが制度の前提となっている。資格者代理人方式に関する情報収集、会員への情報提供及び研修会の実施並びに適正な業務遂行についての周知等を行っていく。
 - (2) 法人設立手続きオンライン・ワンストップ化への対応
 - 一連の会社設立手続きの完了までにオンラインのみで完了しないもの（公証人の定款認証、印鑑届など）のオンライン化・ワンストップ化への見直しが検討されている。その対応につき、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）と連携し、会員に情報提供していく。
- 6. 司法書士法改正への対応
 - 下記の4項目の法改正に対し、日司連、政連とも協働し、早期実現を図る。
 - (1) 現行の目的規定を廃止して「使命規定」を新設すること
 - (2) 懲戒処分権者を法務大臣にすること
 - (3) 全ての懲戒処分に関し、法上、適正手続の保障に関する規定を整備すること
 - (4) 懲戒処分に関係する事由があったときから一定期間を経過した場合は、懲戒手続を開始することができない旨の除斥期間を置くこと
- 7. 研修義務の明確化への対応
 - 日司連は、研修制度の充実（研修義務の明確化）を予定している。平成30年6月の第81回定時総会において日司連会員研修規則を改正すべく、具体的な内容の検討を重ねており、平成31年4月1日の施行を目指している。
 - 日司連研修規則等改正への対応、単位不足者に対する不利益処分の在り方等も含め、検討し会員への周知を図っていく。
- 8. 職業倫理の向上
 - 司法書士倫理第1条には、「司法書士は、その使命が、国民の権利の擁護と公正な社

会の実現にあることを自覚し、その達成に努める。」と謳われている。司法書士の社会的責任が増す一方で、不祥事も後を絶たない。また、懲戒等に至らないとしても、会員の依頼者に対する不適切な対応による苦情が本会に寄せられている。これらは司法書士制度の根幹（信頼）を揺るがす問題である。研修義務の明確化に伴い、倫理研修履修の義務化も図られる予定である。倫理研修を通じて、会員の倫理観の向上を図りたい。

9. 身近な暮らしの法律家を目指す。

司法書士は、市民の日々暮らしの中での様々な悩みごと、困りごとなどの相談を受けて紛争予防に努める。それでも法的紛争に至った場合には、市民に寄り添いながら解決に向けて行動し、依頼者に安心と平穏をもたらすというのが生業である。暮らしの法律家として、より身近なきめ細やかさ（独自性）が社会から求められている。その司法書士の役割を実践し、市民が抱える社会問題についても取り組んで行く。

10. その他の課題

- (1) 非司対策の強化
- (2) 民事信託の研究
- (3) 本人訴訟支援型業務の確立（依頼者と寄添う）
- (4) 「特定援助対象者法律相談援助」に伴う法テラスとの新たな連携
- (5) 政治連盟の重要性の周知と協働

これまでも事業計画には、その時代にふさわしい最善策とされる行動計画が掲げられてきた。できれば、平成30年度の明るい方針を語りたいし、将来の夢を描きたい。そんなことを考えながら、一方では、司法書士制度は本当に大丈夫なのか、と考えてしまう。今、技術革新によって「痛みを伴う転換か、安定を求めたジリ貧か」の選択が日本に問われている。これは国際的な競争である。業界安定の主張では、どうにもならない国策である。これからの司法書士が目指すべき業務改革（BPR）は、技術革新との協働である。効率化が図られることで得る時間を使って、依頼者に寄り添いながら高度な法的サービスを提供し、市民の信頼を得ることである。

会員全員が一丸となって、今後の業務環境の変化に対応し、司法書士制度をさらに発展させていきたい。

1. 総務部

円滑な組織運営を図るため、各事業部、事務局との連絡・連携について遺漏なきよう行っていく。

(1) 総務課

必要に応じて、会則をはじめとする規程の見直しを図っていく。

事務局、事務局員の執務環境、労働環境の改善、向上に努める。

会館設備の維持、管理及び必要に応じて機器、システム等の交換、導入を実施する。

(2) 業務課

会員の執務等に関する問合せ等につき、月曜日から金曜日までの平日午後を実施している電話対応を継続する。

書面による会員の執務等に関する問合せ等につき、副会長を主査とするチーム体制にて実施している初動対応を継続する。

会員の執務等に関する問合せ等は、会員の身分に関する問題に発展する可能性を孕んでいることから、関係各部門との連携を十分に行い、適正かつ迅速に対応していく。

(3) 非司法書士対策委員会

平成30年度も司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査(いわゆる非司調査)を中心に事業を推進していく。

調査結果が実効性のあるものとなるよう調査方法を工夫する。

また、司法書士以外による司法書士法違反行為に関する情報収集を積極的に行うとともに、会員や市民等からそのような情報提供があった場合、適切な調査を行い対処していく。

2. 経理部

現行事業を継続するため、更なる予算の精査を行い、事業運営・管理に要する費用支出について、各部門長と連絡を密にして会計処理を円滑に行い、財務面の執行状況等情報の提供を行うとともに、費用対効果を念頭におき、各部、委員会、事務局等と連携し、経費節減及び事務の効率化に努める。併せて、災害対策費の計上方法や支部事業活動費の適正配分についても検討する。

3. 企画研究部

(1) 常設委員会

ア 不動産登記法検討委員会

平成29年度に続き、不動産登記法・不動産登記規則等の改正への対応や不動産登記業務の執務姿勢のあり方等の企画研究を行う。

不動産登記業務の執務姿勢のあり方、日常業務で問題となる点を中心に企画研究し、法務局との登記事務連絡会を含む情報等の発信を行う。

新たな不動産登記制度の提案のため、情報収集の一環として下記例のように当該制度の検証・比較研究を行う。

例) 相続登記未了による所有者不明問題についての研究

海外の不動産登記制度の比較調査・検討

PDF化への対応等オンライン申請利用促進についての検討

上記の各事業につき、外部有識者との意見交換または公開研究会を実施する。

イ 商事法検討委員会

司法書士の商業登記及びその関連分野における会員のシンクタンクとなるよう、以下の事業を計画すると共に、関連業務の検討を行う。

規則第31条業務を含む商業登記に関する前段階業務への関わりの検討

株主総会開催の前段階業務等の、商業登記申請のために企業が行う準備、手続等に司法書士がどのように関与することができるか検討し、新しい商業登記への関与の方法を研究する。

また、外部の団体とも協力し、公開研究会を年1回程度行う。

商業登記における困難事例の検討

実務上の困難な事例を抽出し、法務局との事務連絡会のテーマとして提供したり、会員への情報発信を行う。

その他

- ・商業法人登記をめぐる状況の改善（非司調査への協力）
- ・支部等からの講師派遣の要請に対する対応

ウ 裁判事務推進委員会

裁判事務（簡裁訴訟代理業務及び裁判所提出書類作成業）の推進のため、以下の事業を計画する。

簡裁訴訟代理業務の受託推進策の検討

- ・簡裁訴訟代理業務の受託推進のため、特に消費者事件に関して、会員への啓発や受託体制の整備、行政機関との連携等について引き続き検討する。
- ・定期的開催される簡易裁判所との連絡協議会への対応を行う。
- ・少額事件に対する報酬助成制度の周知や適正な運用を図る。
- ・民事調停及び法テラスの利用促進について具体的な方策を検討する。

裁判所提出書類作成業務における本人訴訟支援のあり方の検討

本人訴訟支援のあり方について引き続き検討する。

その他

- ・裁判業務分野における重要判例や法改正への対応を行う。
- ・裁判手続きのIT化について情報収集をし、対応を検討する。

（２）特命委員会

ア 財産管理業務対策委員会

平成29年度に引き続き、遺産承継業務の普及・推進のために、次の事業を行う。

遺産承継業務の周知とクレーム発生防止のための啓発を行い、業務の普及推進を図るため、平成29年度に作成した遺産承継業務マニュアルを元にした研修や、外部講師による研修などの企画を行う。

平成29年度に実施した「遺産承継業務 会員アンケート」を継続して実施し、アンケート結果を検証し、今後の執務のあり方について検討を行う。

クレーム事案や、執務環境の変化についての情報収集のため、同種の業務を検討する他会の委員会と連絡・情報交換を行い、会員への情報提供などを行う。

イ 民法改正特命委員会

民法（債権関係）が改正され、民法（相続関係）の改正も予想されることから、引き続きこれらをフォローする。

情報収集等

債権法の改正法や法制審議会で審議されている相続法制の改正法案等、これらの議論状況や審議状況等の情報収集等を行う。

会員向けの啓発

研修部等との連携又は独自に企画する研修会等を通じた会員向けの啓発を行う。

会としての意見の取りまとめ

必要に応じて、パブリックコメント等をはじめとする会としての意見の取りまとめを行う。

市民団体等に対する情報提供等

社会事業部等との連携又は独自に企画する市民公開講座等を活用した市民団体等に対する情報提供等を行う。

研修会等

会員が円滑に改正法へ対応できるように、必要に応じて、民法基礎講座等をはじめとする現行民法の基本部分を解説する研修会等を行う。

4. 研修部

(1) 会員研修

基本的にはここ数年の方針を踏襲していき、平成30年度から本格施行を予定されている新入会員研修プログラムも実施する。日司連の研修の同時配信についても、出来るだけ実施し、また、他部会・他団体との連携を図り、日程的にも無理のないよう研修会を開催する。

ア 中央研修会

時宜に応じたテーマを選定しつつ、土曜日の開催を中心とした中央研修会を年8回程度開催する。

イ 実務研修会

日常業務に密接なテーマ、特定分野に関する専門的テーマを取り扱う実務研修会を平日の夜を中心として、年8～10回程度開催する。

ウ 映像配信システム

講師及び講演内容に関する特段の事情がない限り、中央研修会及び実務研修会は映像配信システムにより配信し、受講機会の更なる提供を行う。

エ 支部研修との連携

支部研修だけで12単位取得できるよう各支部との連携を図る。

オ 新入会員研修

約2カ月に1回のペースで、新規登録者を対象に職務上請求の留意点、報酬についての考え方の研修会を開催する。

カ 新入会員研修プログラム

入会后5年未満の会員(予定)を対象に、不動産・商業・裁判の各分野を1回ずつ、日司連のeラーニングと事前課題とスクーリングを合わせた形での研修会を開催する。

キ 年次制研修

神戸、淡路、姫路、但馬の4か所での開催を予定し、開催地の各支部とも協力しながら円滑な運営を行う。

ク 研修の同時配信の調査検討

現在司法書士会館を会場として行うことの多い実務研修会を、別会場で同時配信ができないかということにつきテストを行い、同時配信を実施する。

(2) 新人研修

日司連が定める新人研修のうち、いわゆる単位会で開催されるものは配属修習のこ

とを指すが、合格者のすべてが配属修習を受講するわけではない。そのため、当会では引き続き、集合形式の研修を行う。

日司連中央研修、近司連新人研修と内容が重複しないように、新人研修のカリキュラム構成を工夫して実施していく。

配属修習は、平成30年度も希望者全員を対象に実施する予定であるが、会員の皆様には指導員としてご協力いただくことをお願いしたい。

(3) 補助者研修

司法書士制度、司法書士倫理など補助者として最低限理解すべき事項や、職務上請求用紙の使用方法など補助者として備えるべき執務上の留意事項を中心に年1回開催する。

5. 社会事業部

(1) 法教育を中心に、各支部と十分な意思疎通を図りながら地域に密着した事業展開を図り、司法書士の認知度を高める。

ア 講師派遣事業の実施

イ 講師団の充実、関連団体等との情報交換、ネットワーク構築の推進等

ウ 学校、市民向講座事業を実施している旨の外部および内部への周知

(2) 人権擁護の観点から様々な社会問題に積極的に取り組む。

ア 生活困窮者の権利擁護活動の拡充、関連団体との連携強化

イ 自死問題に関するネットワーク構築の推進

ウ 権利擁護を含む人権擁護に関する問題への対応、関連団体等との情報交換等

(3) 司法書士の取り組みを積極的に外部に発信し、関係諸機関、関連団体等との交流を推進する。

ア 司法書士の取り組みを積極的に外部に発信する事業

一日司法書士事業の実施

親子法律教室事業の実施

イ 関係諸機関、関連団体等との交流を推進する事業

兵庫県立森林大学校、甲南大学、神戸学院大学への講師派遣

学識経験者等を招聘しての意見交換会開催

消費者センター相談員等との事例検討会開催

6. 会員事業部

(1) 兵庫県司法書士会会報について

「会報」は、例年通り、月1回の割合で継続して発行し、専門的な内容の掲載等で会報記事の充実に努めて、会報のあり方についても引き続き検討する。

(2) 親睦事業

平成30年度も会員がさらに参加しやすい形式にて、親睦事業を実施する。

(3) 会員の帰属意識の向上に寄与できるように、親睦事業も含め新規事業の検討を行う。

7. 相談事業部

(1) 司法書士総合相談センター

司法書士総合相談センター規程に基づき、相談会運営事業(常設相談会)、相談員派遣事業(市役所等の常設相談会への相談員派遣)、その他事業、の3事業を継続して行う。

ア 相談会運営事業(常設相談会)

- ・常設相談会については、各相談会場の責任者により構成される相談センター運営委員会において、各地の運営状況の把握や情報交換を図り、常設相談会が適切に運営されるよう努める。
- ・相談件数等に応じた適正な相談員数・開催回数等の検証に基づく相談会の整備を行うとともに、相談会場ごとに設定した予算の範囲内で運営を行う。
- ・常設相談会の相談会場を既存の25会場から神戸市西区に1会場を新設し26会場とする。
- ・新たな常設相談会として、女性司法書士による女性向けの相談センターの設置を行う。
- ・無料相談会の今後のあり方について検討する。

イ 相談員派遣事業

- ・従来5会場に加え平成30年10月より神戸市北区役所への相談員派遣を行う。
- ・相談員派遣事業の派遣基準等について検討する。

ウ その他事業

- ・平成29年度と同様、行政等が主催する臨時の相談会への相談員の派遣等を行う。また、必要に応じて、他部門と連携した臨時相談会を実施する。
- ・総合相談センターの予約案内電話の司法書士による対応、日本司法支援センター(法テラス)から回付される日司連電話相談センターの担当についても継続して行う。
- ・自由業団体連絡協議会が主催する「お悩みパーフェクト相談会」の幹事会として、相談会の円滑な運営実施に努める。

(2) 地域連携対策

兵庫県多重債務者対策協議会の一員として、平成30年度も行政と連携した相談会の開催または相談員の派遣を行う。

8. 広報部

(1) 広報(P R)

ア 広報(メディアリレーションズ)

司法書士の知名度を高め、その有用性を社会に知らしめるべく、広報部の主要部門

として位置づけ、司法書士会並びに関連団体における事業活動を中心にマスメディアに対しニュースリリースにて随時発信し、プレスセミナーを実施する。

司法書士会および会員・関連団体の活動を理解してもらうため、各事業部等の情報収集をし、対外連絡体制の構築のため、マスメディア関係者との懇談会を実施する。

イ ホームページ

スマートホン等タブレットでの閲覧に対応すべく、リニューアルを行うとともに、各種相談会・講演イベント等の告知を適時更新し、各事業部との連携を図りつつ、コンテンツの充実をはかる。

また、迅速、簡易な情報発信ツールとして、フェイスブックを利用する。

(2) 広告

司法書士制度の有用性を社会に知らしめ、司法書士の認知度向上をはかることを目的とする。また、どの広告媒体から問合せされているか、電話対応(総合相談センター)やアンケート(県民だより)からその効果をはかる。

ア テレビCM

兵庫県全域をこえ、近畿一円に放送が流れる関係から、テレビCMは、近畿司法書士会連合会と連携して実施する。

イ 新聞広告

兵庫県全域にて、最も購読者が多い神戸新聞にて、新聞で2番目に閲読率の高いテレビ面に毎日カラで掲載される特殊雑報広告を実施する。この有料広告の利用は、毎月1回以上のパブリシティー枠が利用できることを前提として実施する。

ウ 県民だよりひょうご

平成30年度も、兵庫県内の全世帯に配布されている「県民だよりひょうご」にて、広告を行う。

エ その他

その他、イベント等における広告を検討し、必要に応じて実施する。

(3) その他

ア 相続登記の促進に関する広報活動

「未来につなぐ相続登記」のチラシや「法定相続情報証明」のリーフレットを配布する等、神戸地方法務局、兵庫県土地家屋調査士会と協力しつつ、相続登記の促進に繋がる広報活動を行う。

イ 広報グッズ等

現在配布している本会の事業と司法書士制度を紹介するリーフレットを、より分かりやすい内容とするべく全面改訂する。その他、必要に応じて、広報グッズ、チラシ・パンフレット等の発注・管理を行い、適宜、配布する。

ウ 他部署の当会事業にかかわる広報活動

本会が幹事会となる自由業団体連絡協議会主催の「お悩みパーフェクト相談会」実施にあたり広報活動を行う。その他、他部署において実施する相談会、セミナー、イベント等の事業に関し、当該他部署との連携を図り、必要に応じて、広報活動において協力、バックアップを行う。

エ 広報に関する公開研究会

当会会員自らが司法書士制度の広報活動に参加できるように、広報に関する公開研究会を実施する。

9．調停センターぼると

「調停センターぼると」は、平成25年9月3日付法務大臣より認証を受け、調停センター運営委員会が運営を担っている。

(1) 研修事業

手続実施者・利用相談員・事件管理者(以下、「手続実施者等」という。)向けの研修を例年どおり実施しているが、手続実施者等の人数がいまだ不足している。平成30年度も引き続き「調停センターぼると」の手続実施者等の増員を図るため、近司連対話調停センターや本会研修部と連携し、会員向け研修を実施し、会員に関心をもってもらえる研修を企画したい。

(2) 広報事業

ここ数年、利用相談・調停申込が増加傾向にあり、利用相談・調停申込にいたる経路としては、ホームページからの問い合わせか、会員からの紹介である。

しかし、ADR自体を含む「調停センターぼると」に対する、市民や会員の知名度や認識はまだ不十分であると考え。平成30年度も引き続き、本会相談事業部と連携し各種相談会場における相談員や電話相談員に対する広報と、前年度できなかった本会ホームページのぼるとのページを、同広報部と連携し市民が一目でわかりやすいホームページとなるようリニューアルを実施する。

(3) 運営事業・総務

会員に関わってもらいやすく、市民が利用しやすい「調停センターぼると」にするため、手続実施規程等や様式を随時見直し、センターの運営方法について設置規則や運営規程を改定する。また、現在稼働している他会の調停センターと情報交換を行う。

10．東日本大震災災害対策部

東日本大震災の発生から7年が経過し、福島第一原発事故の賠償責任を問う集団訴訟の判決も出されているなか、被災者及び避難者は生活基盤の復興には、まだまだ克服しなければならない問題が山積している。当会では、地元単位会・近司連・日司連等関係諸団体と連携し、災害復興支援事務所等への相談員派遣等の支援体制を維持する。

また、近畿圏・兵庫県への広域避難者を含めた支援活動やその意義等についても、状況の変化に対応し、シンポジウム開催等を検討して情報発信を継続的且つ積極的に行う。

11．緊急災害対策委員会

平成30年度においても、より実効性のあるものとしていくとともに、当会災害対策部・近司連・日司連災害対策関連部門と連携して災害対策活動に取り組む。また、近司連として参画する近畿災害対策まちづくり支援機構(阪神・淡路まちづくり支援機構から改

組・名称変更)の取組みとも連携し、防災・減災活動と災害からの復興支援のための活動を行う。

12. 空き家空地等対策委員会

(1) 空き家空地対策に取り組む自治体への積極的な支援、委員会等への参画また実際に依頼を受けての問題解決

(2) 空き家空地の未然予防となる様な市民への啓発、問題解決に取り組む市民への積極的な支援

(3) ひょうご空き家対策フォーラム等の参画を通しての空き家空地問題の解決

(4) 上記の空き家空地問題に取り組む会員への支援、研修、情報提供、情報交換